

奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

奈良県食品衛生検査所設置条例（平成二年三月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」の下に「及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。